

令和4年3月4日

各県立学校長様

教 育 長

（学校経営戦略推進課
学校教育情報化推進課
高校教育指導課
豊かな心と身体育成課
特別支援教育課）

集中対策の終了及び感染再拡大の防止に向けた県立学校の対応
について（通知）

令和4年3月4日、新型コロナウイルス感染症広島県対策本部員会議において、別紙1のとおり、「集中対策の終了及び感染再拡大の防止に向けた取組について」が決定され、集中対策については令和4年3月6日をもって終了し、今後、感染再拡大を防止する取組を行うこととなりました。感染の再拡大が確認される場合には再び対策が強化されます。

この一環として、学校においては、感染者数の高止まりが続いており感染対策が不十分であればすぐに再拡大となるおそれがあることから、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.11.22 Ver.7）」のレベル2の行動基準及び別紙2に基づき、引き続き感染症対策を徹底した上で教育活動に取り組んでください。

併せて、広島県では家庭内での感染対策を呼び掛けており、別紙3により、保護者に周知してください。

〈問合せ先〉

- 全体に関する事
担当 学校経営戦略推進課学校経営支援担当
電話 (082)513-4966
- デジタル機器に関する事
担当 学校教育情報化推進課情報化推進係
電話 (082)513-4947
- 学習活動に関する事
担当 高校教育指導課高校教育指導担当
電話 (082)513-4994
- オンライン学習に関する事
担当 高校教育指導課情報教育担当
電話 (082)513-4895
- 文化部活動に関する事
担当 高校教育指導課企画調整係
電話 (082)513-4991
- 感染拡大防止対策に関する事
担当 豊かな心と身体育成課健康教育係
電話 (082)513-5036
- 体育・運動部活動に関する事
担当 豊かな心と身体育成課学校体育係
電話 (082)513-5032
- 特別支援学校に関する事
担当 特別支援教育課特別支援教育指導係
電話 (082)513-4982

令和4年3月4日
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定

集中対策の終了及び感染再拡大の防止に向けた取組について

1 趣 旨

現在の感染状況は、新規報告者数の逡減が継続し、今後再拡大しなければ、医療提供体制を維持できる水準（一般医療と両立可能な病床運用で確保病床使用率が50%を下回っている状態）まで改善することが見込まれる状況にある。

このため、令和4年1月7日から（まん延防止等重点措置の適用は1月9日から）取り組んできた「集中対策」については、同年3月6日をもって終了することとし、外出の削減などの行動制限や営業時間の短縮などの施設の使用制限に係る要請を原則、解除して、基本的な対策の徹底を求めることとする。

また、今後も感染再拡大を防止し、確実に医療提供体制を維持できる水準まで改善させていく必要があることから、次のとおり取り組む。

なお、感染の再拡大が確認される場合には、再び対策を強化する。

2 専門家の意見

専門家からは、次のとおり意見及び提言がなされた。

- 県内の新規感染者数は、高い水準ではあるものの減少傾向が継続し、医療のひっ迫も徐々に改善しつつあるため、対策の解除を含めてもう一段階緩和してよいと考える。
- 重点措置が解除された地域の一部では、新規感染者数の下げ止まりや増加が見られ、オミクロン株のBA.2系統への置き換わりによる再拡大の可能性もあることから、基本的な感染防止対策の徹底とワクチン追加接種の重要性を訴えていくことが不可欠である。
- 特に、年度替わりの時期を迎え、県境を越える往来や謝恩会等の行事により大人数での接触の機会も増加するため、改めて注意喚起を行う必要がある。
- 学校や幼稚園・保育園等の児童生徒への対応については、クラスターの発生状況等を踏まえ、感染対策を十分に行った上で、活動等の制限は最小限とすべきである。
- 医療については、治療薬の選択肢も増えたことから、リスク因子のある患者を外来で早期に治療する体制が必要である。高齢者層に対しては、重症化を防ぐため、ワクチン接種の加速とともに、軽症のうちに治療介入できるよう施設への往診等治療薬の投与体制を確保すること必要である。
- 県内で新型コロナウイルス感染症の患者が初めて確認されてから2年が経過し、社会的にも感染対策の重要性が理解されてきたことから、社会機能維持に配慮する対策にシフトしていくことが求められる。

3 集中対策の終了に伴う要請の解除等

(1) 解除する要請事項

- 別紙のとおり
- イベントの開催条件は、国の方針（緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の実施区域以外の場合）に基づいて変更する。

(2) 継続する要請事項（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請）

- 症状がなくても感染の不安があれば、積極的に検査を受けること。【**県民**】
- 県境を越える移動について【**県民・事業者**】
 - ・ まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は、最大限、自粛すること
 - ・ その他の地域との往来も、行先の都道府県が出している要請事項を確認の上、慎重に判断すること
- 3月13日（日）までの間、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること。【**県民・事業者（飲食店）**】
- 同居する家族以外での会食等は控えること。
ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、アクリル板等の物理的な対策等がとられている飲食店（広島積極ガード店ゴールド等）を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場などにおいて飛沫感染防止（アクリル板等の設置または他者との間隔を1メートル以上もしくはマスク会食）、手指消毒及び換気を徹底する場合は、その限りとしなひ。【**県民**】

※ 引き続き、ワクチン・検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査による緩和は行わない。

4 感染再拡大の防止に向けた取組（※ 令和4年3月7日から当面の間）

(1) 県民・事業者への要請、呼びかけ

- 3 (2) 継続する要請事項に加え、基本的な感染防止対策の徹底を要請する。
- この他、感染状況に応じて、適時、県民に情報提供し、注意を呼びかける。

(2) その他

現在、感染経路として割合が高くなつている家庭、学校、医療機関、高齢者施設等について、感染防止対策の強化を図る。

別紙 集中対策（まん延防止等重点措置）における要請の解除等について

区分	3/6 までの要請内容（行動制限、施設の使用制限）【全市町対象】
外出削減	<ul style="list-style-type: none"> ○ できるだけ外出を削減すること（特に 21 時以降は更に削減） ○ 可能な限り人と人との接触を避けること <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族や普段行動をともにしている仲間と少人数 ・ 混雑している場所や時間を避ける，距離を置く（1m以上，できるだけ 2m以上）
職場への出勤等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出勤者数の削減の取組を推進すること ○ 特に 21 時以降は勤務を抑制すること
イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインの遵守など感染防止対策 ○ 参加人数の上限 <ul style="list-style-type: none"> 【基本】(A)，(B)のいずれか少ない方を限度 (A) 人数上限：5,000 人 (B) 収容率：観客等の大きな声での声援 有る 50%/ない 100% 【感染防止安全計画策定】5,000 人を超え，20,000 人まで可能 <ul style="list-style-type: none"> ※ワクチン・検査パッケージ制度の適用，対象者全員検査による緩和なし
営業時間の短縮等	<p>≪飲食店≫【法第 31 条の 6 第 1 項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認証店（広島積極ガード店ゴールド認証店）※ア，イのいずれかとすること <ul style="list-style-type: none"> ア 営業時間を 5 時から 20 時までに短縮（酒類提供は行わないこと） イ 営業時間を 5 時から 21 時までに短縮（酒類提供は 11 時から 20 時まで） ○ 認証店以外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を 5 時から 20 時までに短縮（酒類提供は行わないこと） ○ 認証店・認証店以外【法第 24 条第 9 項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内 <ul style="list-style-type: none"> ※ワクチン・検査パッケージ制度の適用，対象者全員検査による緩和なし
	<p>≪大規模な集客施設（1,000 m²超）≫【法第 31 条の 6 第 1 項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入場をする者の整理，マスク着用の周知，飛沫を遮る板の設置など
他地域との往来	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県境を越える移動は，最大限，自粛すること <ul style="list-style-type: none"> どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底と，出発前又は到着地で検査 ○ 県内の市町をまたぐ移動は，できるだけ控えること
飲食店の利用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同居する家族以外での会食等は控えること。（ただし，同居する家族以外での会食等にあつて，飛沫感染防止対策等がとられている飲食店を利用する場合，自宅や屋外において飛沫感染防止対策等を徹底する場合は，その限りとしな。） ○ 同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内 ○ 要請に係る営業時間以外の時間に当該飲食店等のみだりに出入りしないこと

「●」は継続して要請する事項

3/7 以降 再拡大防止に向けた要請【全市町対象】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な感染防止の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「3つの密」回避，マスク，手洗い（消毒），時差出勤，人と人との距離確保 ・ 発熱時は外出を控え，積極ガードダイヤル ・ Web 会議，テレワークの積極的な活用 など ● 無症状でも感染の不安があれば積極的に検査
<ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインの遵守など感染防止対策 ○ 参加人数の上限 <ul style="list-style-type: none"> 【基本】(A)，(B)のいずれか少ない方を限度 (A) 人数上限：5,000 人又は収容定員 50%の大きい方 (B) 収容率：観客等の大きな声での声援 有る 50%/ない 100% 【感染防止安全計画策定】収容定員まで可能
<ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインなど感染防止対策の徹底 ○ 飲食店における第三者認証の取得 <p>⇒ ● 3月13日（日）までの間は，同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は，最大限，自粛すること。 <ul style="list-style-type: none"> その他の地域との往来も，行き先の都道府県の要請を確認の上，慎重に判断すること
<ul style="list-style-type: none"> ● 同居する家族以外での会食等について，同左
<ul style="list-style-type: none"> ● 3月13日（日）までの間は，同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とする。

集中対策の終了及び感染再拡大の防止に向けた県立学校の対応について

1 趣旨

「まん延防止等重点措置」の解除により，集中対策については令和4年3月6日をもって終了するが，学校における感染者数が高止まりの傾向を示しており，安全な学校教育活動を確保する観点から，当面の間，新型コロナ感染再拡大防止に向けた取組として，県立学校において，次のとおり実施する。

2 内容

各校の感染状況（[A]～[C]）に応じた対策を実施する。

[A] 感染者※が発生した日（陽性判明日）の翌日を起算日とし，1週間経過していない学校

[B] 1週間以上，感染者※が発生していない学校

[C] 2週間以上，感染者※が発生していない学校

※ここでいう感染者には「学校内での感染でないことが明らかな者」かつ「感染可能期間に当該校の生徒及び教職員との接触がない者」は含まない。

(1) 基本的な感染拡大防止対策の徹底

[A] [B] [C]

- ・ 幼児児童生徒又は教職員等に発熱等の症状がある場合は，自宅等での休養を徹底すること。同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする。
- ・ 飲食時においては，マスクを外した状態での会話は行わないよう，黙食の指導を徹底すること。また，登下校時の飲食は控え，すみやかに帰宅するよう幼児児童生徒に指導すること。
- ・ 休日において不要不急の外出を控える，友人同士の家庭間の行き来を控える，家族ぐるみの交流による接触を控えるなど，感染が広がらないよう注意すること。
- ・ 学級閉鎖等で自宅待機となった生徒には，感染拡大防止の趣旨を理解させ，生徒同士で会うことを控えるよう指導すること。

(2) 授業

[A] [B] [C]

- ・ 原則対面とし，臨時休業等によりオンラインによる授業配信が必要となった場合には，生徒等の家庭の通信環境等に留意し，通信環境の整わない生徒等がいる場合には関係課と連携すること。

[A]

- ・ 感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い次の活動（▲）については，実施しないこと。

[B] [C]

- ・ 感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い次の活動（▲）については、慎重に実施の可否を検討すること。

- 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- 図画工作，美術，工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- 家庭，技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- 体育，保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 部活動について

[A]

- ・ 感染リスクを低減させた上で、活動を平日（週休日及び休日を除く日をいう。）のみとすること（ただし、大会，コンクールの出場等はこの限りではない。）。また、学校が独自に行う他校との練習試合，合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会，コンクール出場等は除く。）は行わないこと。
- ・ 中国大会以上の大会に出場する部については、けが防止等の観点から校長が認める場合には、開催1か月前から、出場するに当たり必要な活動（週休日及び休日の活動を含む。）は可とする。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、教職員等が活動状況を確認し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発声する活動等は実施しないこと。

[B]

- ・ 感染リスクを低減させた上で、平日及び週休日（土日のいずれか）の活動も可とする。
- ・ 学校が独自に行う他校との練習試合，合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会，コンクール出場等は除く。）は行わないこと。
- ・ 中国大会以上の大会に出場する部については、けが防止等の観点から校長が認める場合には、出場するに当たり必要な活動（週休日及び休日の活動を含む。）は可とする。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、教職員等が活動状況を確認し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発声する活動等は実施しないこと。

[C]

- ・ 感染リスクを低減させた上で、平日及び、週休日（土日）、休日の活動を可とする。
- ・ 学校が独自に行う他校との練習試合，合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大

会，コンクール出場等は除く。)は実施を慎重に検討する。

- ・ 生徒の健康・安全の確保のため，教職員等が活動状況を確認し，密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発声する活動等は実施を慎重に検討すること。

[A] [B] [C]

- ・ 部室や更衣室等で密になることや食事は避け，短時間の利用とすること。

(4) 学校行事について

[A] [B]

- ・ 修学旅行等，校外における活動は，行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。特に，まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は，最大限，自粛すること。

[C]

- ・ 修学旅行等，校外における活動は，感染対策を講じた上で実施可とする。ただし，県境を越える移動については，行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。特に，まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は，最大限，自粛すること。

(5) 寄宿舎における感染症対策

[A] [B] [C]

- ・ 寄宿舎から自宅へ帰省する際には，移動を最小限にするなど，可能な限り感染リスクを減ずるよう指導すること。

3 取組の開始時期

令和4年3月7日(月)

〔 3月 7日～13日：[B] …過去1週間(2/28～3/6)に，感染者※がない場合
3月14日～ : [C] …さらに1週間(2/28～3/13)，感染者※がない場合 〕

4 その他

感染状況によって各学校の取組が異なることから，感染者となった児童生徒がいじめや誹謗中傷などの対象とならないよう，情報管理など対応には十分配慮すること。